

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

令和7年第1回広域静苑組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月21日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	6
議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例	7
議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算(第1号)	8
議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算	9
議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	10
閉会の宣告	11
署名議員	13

広域静苑組合告示第1号

令和7年第1回広域静苑組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月7日

広域静苑組合管理者 新井 康之

記

1 期 日 令和7年1月21日(火) 午後3時

2 場 所 越生町役場 3階 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	関	根	清	隆	議員	2 番	石	井	計	次	議員	
3 番	池	田	か	つ	子	議員	5 番	岩	田	眞	一	議員
6 番	今	野	雄	一	議員	7 番	出	雲	敏	太	郎	議員
8 番	小	川		茂	議員	9 番	大	野	洋	子	議員	
10 番	高	橋	達	夫	議員	11 番	澤	田		巖	議員	
12 番	下	田	泰	章	議員	13 番	鏑	木	幸	代	議員	
15 番	弓	削	勇	人	議員	16 番	石	井		寛	議員	
17 番	新	井	文	雄	議員							

不応招議員（なし）

令和7年第1回広域静苑組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年1月21日（火）午後3時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算
- 日程第10 議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（15名）

1番	関根清隆	議員	2番	石井計次	議員
3番	池田かつ子	議員	5番	岩田眞一	議員
6番	今野雄一	議員	7番	出雲敏太郎	議員
8番	小川茂	議員	9番	大野洋子	議員
10番	高橋達夫	議員	11番	澤田巖	議員
12番	下田泰章	議員	13番	楠木幸代	議員
15番	弓削勇人	議員	16番	石井寛	議員
17番	新井文雄	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	新井康之君	副管理者	齊藤芳久君
副管理者	井上健次君	副管理者	小川知也君
副管理者	石川清君	会計 管理者	長島伸子君
事務局長	原勝巳君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

書記	田端博之	書記	竹内研太郎
----	------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

- 議長（池田かつ子議員） ただいまの出席議員数は15人です。
定足数に達していますので、令和7年第1回広域静苑組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（池田かつ子議員） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（池田かつ子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により議長において

6番 今野 雄 一 議員

7番 出 雲 敏太郎 議員

8番 小 川 茂 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（池田かつ子議員） 日程第2、会期の決定をお諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（池田かつ子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名の一覧を事前に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より令和6年7月分から令和6年12月分までの例月出納検査結果の報告があり、事務局に保管してありますので、ご了承願います。

最後に、管理者から議案5件の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（池田かつ子議員） 日程第4、行政報告を行います。

管理者から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、令和7年第1回広域静苑組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告に移ります。令和6年度の火葬状況について報告いたします。4月から12月までの9か月間で、越生町120件、毛呂山町352件、鶴ヶ島市556件、鳩山町147件、坂戸市816件、構成外147件、合計2,138件でございます。昨年同期と比較いたしますと、144件の増加となっております。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例の制定・改正3件、補正予算1件、当初予算1件の合計5件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（池田かつ子議員） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の議案は前もって送付してありますので、朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することに決定しました。

◎議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第5、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

第208回通常国会において成立した刑法等の一部を改正する法律が、令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

刑法等の一部を改正する法律では、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する内容が含まれております。

当組合では、広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例、広域静苑組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の中に、「禁錮」及び「懲役」という文言を用いているため、この文言を、整理条例により「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日と同じでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがいまして、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第6、議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の2議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、改正された組合職員の給与との均衡を図るため、議会議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

第1条では、年間支給月数を0.10月分引き上げ4.60月分とし、令和6年12月期は2.35月分とし、改正前の支給分は内払いとします。

第2条では、令和7年以降の6月、12月期の支給割合を2.30月分ずつ均等に割り振るものでございます。

施行日は、第1条が公布の日からとし、令和6年12月1日から適用し、第2条が令和7年4月1日でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから2議案の一括質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

これから議案第3号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（池田かつ子議員） 日程第8、議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,926万9,000円を増額し、総額を2億4,737万2,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を増額するとともに、歳出では、繰越金の増額分を会計年度任用職員の報酬、一般職員の給料及び斎場整備基金に充てるものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第4号 令和6年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算

○議長（池田かつ子議員） 日程第9、議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算総額は2億4,036万6,000円とするもので、前年度と比較すると1,226万3,000円の増額でございます。

歳入では、火葬件数の増加により使用料を増額し、構成市町の運営費負担金も増額するものでございます。

歳出では、火葬件数の増加及びガス料金の上昇に伴う燃料費の増、人件費及び物価上昇に伴う火葬業務委託料の増などにより、衛生費が増額となります。また、工事請負費では、昨年を実施いたしました火葬炉設備点検並びに保守監理結果に基づき、主燃炉内サイドブロック、台車受けシール、台車ブロックを更新する火葬炉修繕工事を計上いたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがいまして、議案第5号 令和7年度広域静苑組合一般会計予算については、原案のとおり可決いたしました。

◎議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第10、議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、出雲敏太郎議員。

〔7番 出雲敏太郎議員登壇〕

○7番（出雲敏太郎議員） 議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

提案理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和6年6月7日に、また刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正では、条例で引用する法律の条項にずれが生じたため、引用条項のずれや表現整備など、所要の改正を行うものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律では、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が新たに創設されたため、条例の規定中に用いられている「懲役」という文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとし、「懲役」を「拘禁刑」に改める改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日からでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議員提出議案第1号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがいまして、議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（池田かつ子議員） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回広域静苑組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時26分）

議 長 池 田 かつ子

署 名 議 員 今 野 雄 一

署 名 議 員 出 雲 敏 太 郎

署 名 議 員 小 川 茂